

専決処分報告（訴えの提起）

平成30年（2018年）5月17日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅に係る建物明渡等請求事件3件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
1	平成30年3月9日 札幌地方裁判所 平成30年(ワ)第400号 建物明渡等請求事件 厚別区もみじ台団地の 入居者	相手方は、本件建物に 人居しているが、長期 にわたり本件建物に係 る家賃を滞納し、本市 の再三にわたる督促等 にもかかわらず支払を せず、また、民事調停 も不成立となったこと から、建物明渡し等を 求めて訴えを提起す る。	(1) 相手方は本市に対 し、本件建物を明け 渡すこと。 (2) 相手方は本市に対 し、本件建物に係る 滞納家賃442,200円 及びこれに対する完 済までの延滞金を支 払うこと。 (3) 相手方は本市に対 し、平成30年1月1 日から、本件建物の 明渡し済みに至るま での損害賠償金を支 払うこと。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
2	平成30年3月9日 札幌地方裁判所 平成30年(ワ)第401号 建物明渡等請求事件 手稲区稲積団地の入居者	1に同じ。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃280,500円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成30年3月9日 札幌地方裁判所 平成30年(ワ)第402号 建物明渡等請求事件 厚別区もみじ台団地の入居者	1に同じ。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃484,300円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 1の(3)に同じ。